

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第5回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成28年(行ウ) 第84号
期日	平成30年4月13日 午後2時00分
氏名	松本剛
年齢	65歳
住所	大阪府大東市大野1-7-5
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

反証書のとおり

せん
宣

せい
誓

しょ
書

りょうじん したが ほんとう
良心に従って本当のことを
もう あ
申し上げます。

し
知っていることを隠したり、
ないことを申し上げたりなど、
けつ
決していたしません。

いじょう
以上のとおり誓います。

氏名 松本 (剛)



印

被告代理人（寺内）

まず、あなたの御経歴を簡単に御説明いただきたいんですが。

私は昭和46年4月1日、当時の大東市水道局に入職し、今日まで水道局にて職務に当たっております。平成23年、大東市水道事業管理者職務代理者水道局長に任命され、平成29年4月1日には大東市上下水道事業管理者を任命しております。

乙第38号証（陳述書）を示す

これあなたのサインがありますけれども、見覚えございますか。

はい。

あなたのお作りになったものに、間違いありませんか。

はい、そうです。

現時点において、修正するところとかございますか。

ありません。

それで、本件では水道事業の建屋のというかポンプの関係のこと、工事が問題になっておるんですけども、御存じですよね。この設計を本来ならば役所で設計するんでしょうけども、外部で委託したんですね。

はい。

委託先はどこでしたかね。

株式会社関西コンサルタントです。

役所がそういう設計を委託するというのは普通なんでしょうか。

はい。水道局におきましては、建屋の建築工事についてはめったにならないものでございますので。また、職員に建築の資格を持った職員もおらないので、通常は委託しております。

水道局では今回のような建屋の建築いうのは頻繁にあるんですか。

建屋の建築ですか。何十年に1回程度の建築工事です。

要するに、そんなに度重なってあるわけではないんですね。

はい、そういうことです。

関西コンサルタントに委託をして、設計を委託したと、こういうことでございますけれども、この委託契約はどういう形式で行われたんですか。

入札です。

入札をされたんですか。

はい。

関西コンサルタントが落札者になったと、こういうことですかね。

はい。

関西コンサルタントというのは、今回が初めて契約するような会社だったんでしょうか。

関西コンサルタントさんには平成21年完成しました、大東市水道局の東部第2配水場の設計の委託もお願いしております。

じゃあ、今回初めてじゃないんですね。

はい。

乙第3号証（大東市水道局事後審査型制限付一般競争入札【地域要件型】実施要領）を示す

実際この本件工事については、入札をやられましたよね。

はい。

見覚えありますね。

はい。

先ほどちょっとと言いかけたんですが、これはタイトルを見ますと、大東市水道局事後審査型制限付一般競争入札【地域要件型】実施要領となつとですね。

はい。

これが今先ほど申し上げた、お尋ねした入札の実施の要領ということでいいんでしょうか。

はい。

そういうことでよろしいんですね。

はい。

乙第3号証を示す

これに基づいて入札を実施されたんですが、今の実施要領の4項を示します。

ちょっと見てくださいね。設計図書の購入というのがございますね。

はい。

これは、一般には入札されるかたはこの設計図書というものを購入されるんですかね。

はい。入札後、落札候補者となった場合に、事後審査において入札図書の購入の領収書っていうものを求めておりますので、入札に参加されるかたは全員が買っているものです。

買っていいものというか、買われるのが多いと。こういうことですかね。

はい。

それで、この設計図書なんですが、今言われた関西コンサルタントに委託をして、それが成果品として納められましたよね。

はい。

それを入札のときに開示というか、備え付けて、それで購入してもらうと。こういう形式をとってるんですね。

はい、そのとおりです。

それで、今回問題になっている設計書について、ミスがあったんですね。

はい。

それどういうミスになったんでしょうか。

設計書に積算ミスといいますか、記載漏れによる積算漏れがあったという報告を受けております。

もう少し具体的にいようと、どんなところがミスがあったということでしょう

か。

電気設備等の附帯工事の工事内容が載っていなかった、漏れていたと
いうことでございます。

乙第16号証（設計書）を示す

見覚えございますか。

はい。

1ページを示しますが、今漏れてたというのは、この中で分かりますか。

漏れてた部分には、当初の設計書には載ってないと思います。

何が載ってなかつたんか分かりますか。

先ほど申しました、電気設備等の建築附帯設備工事の部分が抜けてい
たということです。

乙第42号証（設計書）を示す

先ほどと同じやつなんですが、これには載っておりますか。これも抜けと
るんですか。分かりませんか。

当初のもの、設計書でしたら載ってるはずはないと思います。

そういうことですか。

はい。

それで、抜けてるというのをいつあなたは承知しましたか。

昨年の、失礼しました。平成25年9月25日に報告を受けておりま
す。

誰からですか。

関西コンサルタントです。

それは、どんな形での報告だったんですか。電話とか面談とかどうでしたか。

水道局に来られました。

面談されたんですか。

はい。

コンサルタントのどなたが来られたか御存じですか。

代表者と他1名だったと記憶します。

それで、お会いになったのはあなただけですか。それとも役所の人などなたか同席されたんですか。

工事の施工担当課長と共に報告を受けております。

それで、お会いになって、どういう話だったんでしょうか。

当初の設計書の中には建設附帯設備工事の中身が抜けているっていうことでございました。

先ほどの乙第3号証の実施要領では、設計図面、これも購入するということになってますよね。

はい。

設計図書というか、設計図にはその抜けていたという部分については記載があつたんでしょうか。

はい。設計図面には、設計書には抜けていた附帯工事部分は入っておりました。

それで、そうすると、実際にその入札の期日がその時点では決まっておりましたよね。

はい。

既に。

はい。

いつからいつだと記憶しますか。

入札日は同年の2月2日です。

2月ですか。

10月2日です。ごめんなさい。

からですね。

はい。入札は10月2日です。

じゃあ、漏れてるということでそういう報告があつて、あなたの方ではこれに対してどういうふうに対応されるということになったんですか。

入札の中止も考えながら、続行、入札を続行するに当たって、競争性が保たれるのかということと、抜けの部分、設計書から抜けている部分について、それに対して入札参加業者に対して公平性が保てるかどうかということについて検討しました。

結論から聞くと、どうなつたんですか、検討の結果。結論をまずおっしゃつてください。

結論は、競争性、公平性が保たれるっていうことで、入札を続行しようということとなりました。

そういうふうに決定されたんですね。

はい。

それで、入札の公平性が保たれると、こういうふうにあなたの方で判断されたということなんだけども、どういう理由が考えられるんですか。

今回の工事につきましては、先ほど申しました設計書と設計図面の販売を行っております。設計書には詳細な数量、材料名、工種等が記載されておりまして、通常入札に当たっては図面から金額を拾うより、設計書から順次、設計書の項目によって金額をはじき出すのが実務的であり、また一般的であると判断しました。また、質問っていうのがあるんですけど、その設計書から附帯工事部分が抜けているという、含まれていないという質問はございませんでした。そういうことから、入札参加業者は設計書から積算されて附帯工事部分を含めずに入札額を算出したということで、競争性、公平性が保たれているのではないかと考えておりました。

考えたわけですね。

はい。

先ほど、ちょっと質問の話が出ましたけど、普通その入札の実施要領に基づいて、今言うた設計書とか設計図面とか見られて、分からんとこがあれば購入した人から何か質問があるんですか。

ええ。今回の場合でしたら。

いや、今回の場合じや、あるんですか、ないんですか、まず一般論として。

一般論として、細かいところの質問はあると思います。

あるんですね。

はい。

それで、そういう質問が今回の場合なかつたんですか。

その部分に対してはございませんでした。

そのなかつたというのは、何かあなたの方でどういう形で確認されたんですか。

報告があつた日に、工事の担当者から確認いたしました。

工事の担当者。そういう質問を受けるかたっていうのは、この入札実施する前に誰か担当者が決まってるんですか。

ええ。1件1件工事の担当は決まっております。

そうすると、何か質問があつた場合に、その人に聞いてくれって話になるんですかね。

はい。報告を受けたときに一緒におりました施設課長に質問して、担当者の方へ電話をかけてもらって確認したということです。

質問はなかつたと、こういうことですか。

はい。

それから、この購入の設計書だとか設計図面の購入、相当お金がかかると思うんだけども、その購入者について、ちょっと抜けてるとかいうようなこととの関係で誰が買うてるとかそういうこと調べたいというようなことはあったんですか。

調べておりません。

それは何で調べてないんですか。

入札制度が今まで変わってきてるんですけど、誰が入札に参加するとかどうとかいうことはやっぱり官製談合とかにつながる恐れがあるので、そういうことは一切調べたりはいたしません。

購入者、誰が買うてるかというようなことを調べると、そういうことをやつてること自体がやっぱり業者に知れ渡ると具合悪いんですかね。

こちらとしても、入札日までは知る必要がないものだと思っております。

購入者に、あえてそういうことを調べようというふうに考えなかった、こういうことでございますか。

はい。

それで、今度、今漏れた工事、これはどうしようというふうに考えられたんですかね。方法としては再入札、その分だけ取り出して再度入札するだとか、いろんな方法があったと思うんですよ。入札の続行をされるということ決断されたなんだけれども、その漏れの分についてはそのときにどうしようかという判断をまずしたのかしてないのかどうされましたか。

附帯設備工事につきましては、全体の設計金額に対して少額であったことと、それと、一応公営企業法第21条の14に随意契約ができるものとして、その契約においてその性質または目的が入札に適しないものとするときっていうのがございまして、運用事例、運用例として、大阪府の隨契のガイドラインの建設工事の中の一般理由の中に今回の工事と同じような該当するものがありましたので、随意契約にて施工できる、工事ができるものと考えておりました。

そうすると、漏れた分については、隨契でやろうと、こういうような判断をされたと、こういうことなんですね。

はい。

今判断の根拠をいろいろおっしゃったわけだけれども、先ほどの説明の中で、金額のことをちょっとおっしゃいましたね。

はい。

これは具体的には、陳述書にも書いてるんですけど、どのぐらいの金額だというふうにあなたは認識しておったんでしょうか。

報告を受けたときに、400万円から500万円、金額にしては400万円から500万円。率にして、全体からの率にして2.6から3.3パーセントありました。

そのぐらいの占める占有という部分だと、附帯工事部分はね。その金額は随契でやるということの大きな根拠にはなるんですか。

本体工事が1億5000万程度でしたので、その3パーセントぐらいだったんで、随契にしても、先ほど申しました地方公営企業法の施行令とか大阪府のガイドラインを参考にしていくと判断しました。

これ、結果的に何か変更契約という形で契約されましたよね。

はい。

それで、今言うてる随契の分とおっしゃってる分で金額が増額になったんじゃないんでしょうか。

はい。

なってますよね。

はい。

それは、大体どのぐらいになったかいうの、アバウトで結構ですけど、覚えてはりますか。

随契の契約分ですかね。はい。附帯工事にかかる金額については、本体部分が395万円、それにかかる経費がございます、直接工事費とか。それが140万円、その二つを合わせた分の消費税が43万円で

したか。附帯工事全体を合わせた金額が 578 万円だったと思ってます。

そうすると、先ほどの、400万とおっしゃってましたかね、差が。
はい。

ぐらいだとおっしゃってたですかね、最初の見通しとしては。

はい。400万から500万と報告を受けた分はその金額です。
その金額の報告を受けたのはどこからですかね。コンサルタントですかね。
400万、500万っていうのは、関西コンサルタントからです。
見積りをお願いしてた。

はい。

そうすると、先ほどの金額の、少し500万よりもちょっと上がってますよね。

はい。

しかし、変更契約では100.0万ほどが増加になったような契約になっているんですけど、これはなぜそこがアップになるんですか。

平成26年4月に消費税の改定、消費税率の改定がありましたので、
その分が430万程度増額になった分と附帯工事と合わせて1000
万ということでございます。

ということは、半分とは言わんけど、400万ぐらいが結局消費税のアップ
分と。

そうです。

こういうことなんでしょうか。

• • • • •

答えはどうですか。私の今の質問については、ほとんど消費税というか、半
分までいかんけれども、400万ぐらいが消費税分ということでよろしいん
でしょうかという質問に対して、明確に答えてくださいという意味です。

はい、そのとおりです。

原告代理人（豊島）

設計図書なんですけども、入札を希望する人が事前に購入するということですね。

はい。

どういう文書があるかっていうの御存じですか。

図面、設計書、仕様書と思っています。

仕様書の中には特記仕様書とか細かいこと言うたらいろいろあるかもしれないけども。

そうですね。特殊なもんを使うとか買うとかというところへんだと、特殊なもんを買うとか。

いう場合はね。

場合にあると思います、はい。

つまり、図面で全体どういうものを作るかっていうことが書かれていて、それで、仕様書とか特記仕様書なんかで具体的にどういうものを使うかということが具体的に書いてあるということですね。

はい。

それに基づいて、大東市さんの場合は、設計書で積算をしていると。こういうことですかね。

はい。

乙第43号証（灰塚配水場ポンプ室築造工事設計図（全体））を示す

確認ですが、今おっしゃった、設計図。ここも見てへんのか、見てますか。起案のときに見てます。

この中にもあるけども、例えば、2枚目を見ますが、番号って書かれているものの「A02／22」と。ここに特記仕様書っていうのを書かれていると。

はい。

(1) から (4) までね。こういう形で仕様書もここに入っているし、この図面以外にも仕様書があったことは御存じですか。

それは覚えておりません。

先ほどもおっしゃられましたが、その随意的な工事、抜けていたというのは、設計書での積算が抜けていたということで、設計図であるとか仕様書とかには漏れはなかったわけですね。

仕様書、設計図には入っているとだけ聞いておりました。

仕様書に入っていなかったの。

その辺は確認しておりません。

仕様書に入っていなかったとしたら、仕様書がなかったら何を使っていいか分からぬからね。追加に工事を求める場合は、新たに仕様書を書かな、出さなあかんと思うんですけども、新たに仕様書を出しましたか。

新たに仕様書を出したとかいうことは、私自身は確認しておりません。

後に提出する甲第5号証（非公開決定通知書）を示す

これは、原告の方で新たに追加工事において、その工事内容施工業者に説明した設計書除く仕様書などの書類一式を見せてくださいって情報公開したんですよ。請求したんですよ。そしたら、御自身の御回答は、文書ありませんと。ということは、新たに仕様書も含めて出してないということですね。だから、設計書は出してるかもしれません。

設計書はもともと附帯工事部分は載っていたので、出す必要がない。設計書は。

ごめんなさい。設計図面には。

設計図面には、のことを聞いていない。仕様書のこと聞いております。つまり、設計図も仕様書も全部この附帯工事については書かれていたんでしょということ確認したかったんです。

はい。そうだと思います。

詳しいどこまで分からなくとも。

はい。

でも、新たに設計図も仕様書も出してないわけですからね。

はい。

不存在なんだから。

はい。

そうですね。

はい。

乙第37号証の1（配水ポンプ室電気設備図）を示す

先ほど見ていただいた乙第43号証からちょっと取り出しておられるのが、そちらが出されてる乙第37号証の1，2だと思うので、まず第37号証の1ですが、これ、赤丸つけていただいたところとか、横に赤で囲うてもうてるところが設計書には記載漏れになった部分であると、こういうことでよろしいですかね。

はい。電気設備工事の分でありましたらそうだと思います。

これはそちらで書かれたんだから、一応確認で聞いてるんだから。これがこういう電気についての具体的に見れば、これ左の方の。

コンセントとか照明部分ですね、はい。

ですね。こういう非常灯のとか、上の蛍光灯とか、こういうのを積算してなかつたんだと。こういうことですかね。

はい。

こういう、これ、一番上、左の方の一番上、電灯分電盤単線結線図とか書いてあるんですけども、これは配線ですかね、電灯についての。

図面をしっかりとよく見ることできないんですけど、見る限りそうだと思います。

そういう蛍光灯だけやなくて、そこにつなぐ電線も抜けてたいということですか

ね。

はい、 そうだと思います。

乙第37号証の2（配水ポンプ室機械設備図）を示す

これも同じことですかね。ここは換気扇のことが書いてありますかね。機器表っていうと見てください。これは換気扇のこと、有圧換気扇って書いてありますが、機器名称のところですが、読みますか。ちょっとちっちゃい字ですけど。

はい。

これ換気扇が抜けてたってことですね。

はい。

この図面には書かれてるんだけども、設計書には書かれてなかつたと。こういうことですかね。

はい。

ところで、建物を建てる場合に、こういうふうに換気扇はともかくとして、コンセントとか蛍光灯とか、あるいは蛍光灯につながる電線とかが工事が抜けてるということっていうのはちょっと僕らは想像できないんですけどね。そういう工事を請け負うでしょうかね。

請け負うっていうのは。

だから、ここの建物は照明要らないんだということですよね。これが抜けてるって皆さん気が知ってるってことは。

要らないっていう。

工事には。工事はせんでいいと。

通常、図面と設計書を見比べてやるもんすけれど、一緒にやるもんやと思ってますけどね。

普通ね。

はい。

これ、電線が入ってなかつたらどうするんですかね。その後、また天井を剥がして電線入れるっていうことになるわけですよね。そう思うんですけどね、僕らは。ちょっと素人ですけど。

全く別の工事として発注したらそうなるんかなと思いますね。

そうですね。でも、工事、建てるときに電線入れてないんだから。

建てるときに電線入れてない。

入れるっていうことではないんだろうとみんな思ったんでしょ。設計書を見て。そうお考えでしょ。

設計書に入ってなかつたっていう。

ことは、やらなくてもいいと思って、皆さん入札したということでしょ。とおっしゃってるんでしょ。

いや、そういう意味じやなくて。

じゃあ、どういう意味ですか。

図面に載ってるけど設計書にない、入札額の算出なんで、設計書を見て。

入札金考えはったわけね。

を出したという。

そやけど、電線ぐらい入れるのは当然でしょ。それも入れた金額としてこの金額でやりましょうと思って入札したんじゃないんですかね。入札した業者さんは。入札した業者さんは、僕たちの仕事としては、電線入れんでもいいんだと思って入札されたと。そういう工事やと思ってその金額が妥当やと思って入札しあつたと。そういうことですか。

そうじゃないと私は思ってます。

じゃあ、工事はどういう工事をしようと思って入札されたと思ってはるんですか。

図面に載っていましたけれども、それは図面とは別に設計書で算出し

ただけだと思ってるんですけどね。

作る、だから、算出したのはいいんですけど、そうかなとも僕も思うんだけども、それで作る建物は、設計図に書かれてる建物を建てるっていうことじゃなかったんですか。設計図、あるいは仕様書。

その辺につきましては、図面に載っているのに何で設計書に載っていないんですかっていう、必ず質問がなければ逆におかしいと思ってます。

それで、質問がなかつたってさっきおっしゃられましたね。

はい。

であれば、皆さんはどうお考えやったと思うんですか。電線の要らない建物を建てようとみんなが納得されたと思ってはるんですか。っていうことでしょ、さっきのお話は。

設計書から積算したっていうことなんで、別段図面を。

見てないの。

重視してないというか見てないというか。

してない。何を作るか分かつてないの。

そうではないと思いますけども、建物にはやっぱりそういうのついで、附帯設備工事なんですね。つくもんなんですけれど、入札書に沿って積算されたと。

そういうことを入札日までに皆さんがた考えませんでしたか、混乱するだろなうなど。今でもあなた混乱してるじゃないですか。

僕は答えに混乱してるだけで、ちょっと。

だから、どういうふうに皆さん思ったんですかってということで、この設計図面のとおりに建てようと思ってなかつたっていうふうにおっしゃるわけでしょ。皆さんそう思つてなかつたんじゃないかなってあなたおっしゃるんでしょ。電気工事はせんでもええもんやって思つてたんじゃないかなっておっ

しやるわけでしょ。違うんですか。

裁判長

そうはおっしゃってないんじゃないですか。どういうものを建てるかって話と、工事の範囲っていう話は一応切り離せるから、っていうことおっしゃってるのかなと思うんですけど。

原告ら代理人（豊島）

じゃあ、もう一回。工事の範囲、どういう建物を、電気がなかつたらあかんのはみんな誰でも分かることですが、そういう建物は作らなかんねんけども、入札にされてる、この入札で求められてる工事というのは、電気工事なしで建てる、あるいはどういうことかな。電気工事はまた別の業者がやるというふうに思って、少なくともこの人たちは、ここに入札する人は、自分の仕事ではないと思って入札してると。そう思ったん。

そう思ったかもしれませんし、設計書のとおり入札金額をはじき出しただけかもしれませんし。

設計書の方が設計図よりも優先するんですか。

今回そういう質問がなかつたっていうことなんで。

質問がなければ、設計図よりも設計書の方が優先するんですか。

はい。設計書の方には数量とか皆書いてますんで。

設計図からはじき出して書いてるっていうことでしょ。設計図があるから。

設計図からいちいち数量を拾いだすよりも、設計図に数量も材料名も書いてますんで、そっからはじき出して。

そっちの方が楽やいうのは分かりますよ。

楽というか、実務的にそうされたんじゃないかなと思います。

設計書どおり、設計書っていうのは、要は費用の見積書ですね。

はい。

費用の見積書に基づいて作るもんなんですか。

建てるときは図面を見ないと建てられませんけど、積算するのは設計書だけで間に合うと思います。

混乱が生じたとは思いませんか。

公平性というところで質問がありませんでしたので、混乱しているとは思っておりません。

先ほども、こちらの疑問点としては、設計書と設計のその仕様書っていうのがどういうものを作つてほしいかっていうのんの根本やと思うんですけどね。それで、丁寧に、別に悪いことじゃないんだけども、丁寧にこういう材料が要るとかこういうふうな費用が要るっていうふうな大体の項目を書かはると。もちろん金額までは書きはれへんやろうけども。そういう大体こういうのが要るよねっていうのが参考資料として設計書っていうのは出さはると思うんだけども、いずれにしても、その二つが矛盾してたんですね。

はい。

矛盾してたことが入札日前に分かったわけですね。

はい。

これは違つてました。金額が漏れてましたということを伝える、あるいは改めて設計書を変えて入札をもう一回するということができたと思うんですが、なぜ入札を10月2日にこだわったんですかね。

もう既に公告してる部分でありますて、その辺についても協議しましたけれど、やっぱりその点の質問がなかった。設計図面に書いてある附帯工事部分が設計書には入っていないというような質問がなかったということで、周知の方もする必要がないと判断しました。

だから、ちょっと、やっぱりちょっと僕は分からないんだけども、なかつたというか、どうというと、この設計書に基づいて作るんだと皆さんはお思いやと思ってはったわけやね。

作るんではなくて、試算するということです、入札金額を。

いや、作るために入札するんですよ。どういう意図で入札する、何を作ろうと思って入札してあるかっていうことですよ。積算するだけやなくて、その金額で私は請けますと。この工事請けますってことで入札するんでしょ。

そうです。

どういう工事をしようと思って入札しあつたと思ってるんですかっていうことで、先ほどの、一番最初の僕の疑問なんですね。電気線がない建物作ると思って入札してはつたんでしょうかね。他の人がやらはるもんやと思って入札してはつたんでしょうかねってお聞きしたらいいかな。

その辺は分かりませんけど、入札書に基づいて積算されただけだと我々は思っております。

今申し上げたことで、設計書は関西コンサルタントの報告書、乙第35号証によると、10月4日に訂正した設計書を提出しましたって言つてはるんですけどね。10月4日。それは覚えてはりますか。

それは承知してません。

そちらの方から出された書証である乙第35号証でそう書いておるんで、そういうふうと思うんですけどね。すぐに、それは入札日よりも遅れてるけども、若干入札を延期すれば正確な、設計書も正確なものをつけて競争入札できただんですけどね。それぐらいのめどはそのとき立ってたと思うんですけどね、いつまでに出しますっていう話も恐らく9月25日に積算失念が報告されたとき、そういうことも言うてはつたと思うんですけどね、関西コンサルタントも。なぜそういうふうに延ばそうというふうには、そういう選択肢は全くなかつたんですか。

はい。先ほど申しましたとおり、その辺、中止、やり直しっていうことも協議した中で、そのまま続行というふうに決定させていただきました。

その理由として、大きいのは公平性は保てるということですか。競争の公平

性が保てるっていうことをさっきおっしゃってたの。

はい。競争性と公平性、抜けてる部分に対する公平性も質問がなかつたということで。

質問がないっていうことが公平性を保てるという、いうたら証明というか。

はい。質問がないっていうのは、何か繰り返しになりますけど、設計書に基づいて積算されているので、その部分に対する大きな業者同士の利害も入札に対する利害もないのかなっていうことです。

じゃあ、設計図が、逆にいうたら設計図がちゃんと今、さっき見てもうたよう、コンセントとか電灯とか換気扇が書かれている設計図があって、それを見せてるんだから、その金額に基づいて追加料金も払わずにこれやってもらうということもあり得たんじゃないですか。だってこれを作る、設計図に基づいて作るんでしょ。計算はそれでしつたと。

はい。

もちろんそれやったら採算合わへんわと思ったら入札に参加されませんわね。皆さん参加されてるわけです。設計図も見てね。じゃあ、その金額のまんま全部やってもらつたらいいんじゃないですか。

そういう考え方もできると思いますけれど、やはり記載漏れがあったということなので、正規の金額で施工してもらわないといけないと思います。

正規の、もう論争になるんでやめますわ。正規の金額でやってもらうんやつたら正規の金額で入札もしてもらうために、ちょっとずらしたらいだけの話だと思うんですけども。後で随意契約で足すというのは非常に不公平なやり方ではないんでしょうか。そういうお考えについてどう思いますか。そういうことは考えませんでしたか。

はい、考えておりませんでした。

設計図書っていうふうな言い方をちょっと最初されてたけども、設計図書つ

ていうのはどういうものがあるかっていうのは、何か法令上で御存じですか。

法令上では私は承知しませんけれど、築造するために必要な書類一式だと思っております。

ちょっと調べた建築基準法には、工事用の図面と仕様書っていうふうに書いてあるんですけどね。だから、それでいうても、あなたがたがいう設計書っていうのは入らないだろうと思うんですが、そういう認識もなかつたですか。っていうか、設計書がなかつてもできるんですよ、工事は。それは分りますか。積算するときの便宜としてあるだけのものでしょ。

そうですね。

それがなくても設計図と設計の仕様書があれば建物は建つし、もっと言えば、手間かもしれません、積算もできるんですよ。そうですね。

そうですね。図面があって、一つずつ取り出していけば積算することは。

可能ですよね。

はい。

関西コンサルタントさんもそういうふうに積算されたわけやもんね。設計書作った関西コンサルタントさんね。そういうふうにして積算書を作ったわけでしょ。

もちろん。

そういうことやね。

はい。

設計図と仕様書に基づいて積算されたと。こういうことやね。その内容が、設計書に書かれていると。

設計書から抜けていたということ。

そうね。そのときに設計図と。

はい。

乙第10号証（灰塚配水場ポンプ室築造工事契約書の変更契約（平成26年4月1日付け））を示す

ちょっとこれも、純粹に分からんから聞きたいんだけども、工事請負契約書が、変更契約書が乙第10号証ですか。1000万どうこうという話はここ の話やと思うんですけどね。この契約書の、原請負金額に対する増減額って書いてある項で、原請負代金額に1002万660円を増額するって書いてあるね。原うち消費税額等に400万。これが含まれてることなの。こ の1000万の中に。

はい、そういうことです。

その466万8660円を引いた額が純粹に上がった金額やね。そうでもない。

そうでもない。

そうとも言えないか。失礼しました。

追加分にも少し消費税が、43万円入ってるんで。

そうですね。失礼しました。あと、先ほどおっしゃってた入札したところが 設計書に基づいて計算してるんだと。だから、付随的な追加工事部分は。

入ってない。

乙第47号証（御見積書（抜粋））を示す

入ってないというのは御主張やね。乙第47号証で三住さん、このたび落札した業者さんがこの見積書を出してはるんやけども、そこにもその部分が書いてないっていうことやけども、これは他の、そやから落札できなかつた業者については、そういうふうな計算したんかどうかっていうのは分からないと思うんですけどね。

分かりません。

三住はそうだということは、これで言えるんじやないかという御主張だとい うことやね。

はい。

なら、他の業者はひょっとしたら電気工事なんかも含めた額、入札した可能性もあるわけですよね。

そうは思ってません。質問が必ず、そういった場合は質問があると思っておりますので、入札も続行した理由もそこにありますので。

原告ら代理人（井上）

この関西コンサルタントが被告代理人もおっしゃったように、ミスして計算書の方の、お金の計算書の方には入れてないのがあったということを言われましたね。

はい。

この計算ミスの処理については、後からでも結構ですけども、一種の損害を償わせるようなことがあったんでしょうか。

そういうことはありません。

一切ないんですね。

はい。

それと元に戻りますが、あなたのいわゆる入札を施行する側が、入札者が見る可能性のあった関西コンサルタントの設計書で漏れてる部分があるということを入札担当者、すなわち水道事業者だと思いますけれども、自ら説明して、今回はこういうことを抜けとるということで入札してくれということをお話しされたことはあるんですか。

先ほども申しましたとおり、一切ありません。

ないんですね。

はい。

そうすると、そのことについて知りうる人と知らない人があっても公平性は保たれるとおられるんですか。

知ってる人と知らない人ですか。知ってるっていうのは、水道局の人

間と設計会社だと思ってますけど。

入札する方の業者は全然どうか分かりませんね。

入札する。

被告代理人（寺内）

証人は、要するに設計書に基づいて札を入れたと言うてはって、だから、その意味は、要するに、設計書に基づいて皆さんがたが入れてるんだと。こういうふうに判断したというふうに証言してると思うんです。

原告代理人（井上）

いや、それは。

被告代理人（寺内）

いやいや、それはしますんでね。今の質問だと、それはちょっと正確な反論にならないと思いますね。反対尋間に。

原告代理人（井上）

そもそも、入札するときの入札予定額とかそういうものの計算は、実際に工事をしてもらうことを前提に入れてるわけでしょう。

はい。

この設計書が正しいかどうかというような検査のための入札じゃないですね。自分がする工事をなんぼでさしていただきますいうて入札してるわけでしょう。

はい。

そうすると、あなたが実際に入札をして工事をやっていただくために、誤解を与えるかもしれないと思えば、それはこういう、ほんとは今回のやつはこういうことだけれど、こういうことの条件で入札していただきますいうふうな説明はされることを考えなかつたんでしょうか。

はい。入札に参加されてる業者も分かりませんし、先ほど申しましたとおり、周知については必要ないと思っておりましたんでしておりま

せん。

実際に入札するときに業者を呼び出せばその人は分かるんじゃないですか。

これはこういうふうな入札しちゃったけども、これはこここのところについてはこういうことで、これでいいか。あるいは、若しくは、電気工事などが一部抜けてるんだったら、さらに安くできないかとか、そういう議論はしなかつたんですか。

はい。しております。

そうすると、本当の意味で質問があつたかなかつたかということだけで、あなたが業者に責任を転嫁するようなやり方が公平だと思いますか。

どこの業者にも何も言ってないっていうこともありますし、入札書、必ず質問がそういう場合はあるものなので、その必要はないと思ってましたので。

それは、業者の問題で、発注者の方の問題はないとお考えですか、本当に。公平な入札をいうんだったらですよ。

附帯工事部分については、少額であるっていうことも考えて、入札のやり直しも考えた中でそういう具合に決定しましたので、そこまでの考えはなかったと思います。

そうすると、附帯工事をやるということで、気がついてきたら業者には説明してあげようというふうな考え方でおったんですか。

いえ、そうではありません。落札された業者と新たにその部分についての支払をしなければいけないと思っていました。

そうすると、落札した業者とは後から漏れてるから追加工事にするということだけ決めてたと。そうすると、その入札するときには公平な入札とは関係ないじゃないですか、それじや。

公平な入札、競争性のある入札っていうのは、報告があった後検討した結果ということでございます。と判断したということでございます。

結論は判断したということで、今現在冷静に考えて、そのことは入札に参加する業者に徹底することがより公正ではなかったでしょうかって聞いてるだけです。

積算漏れがあったことでそのまま入札を続行したいことは反省しなければならない点があると思っておりますけど、その時点ではそういう結論になったということです。

原告ら代理人（西川）

大東市のこの入札をするときに、入札者が提出する書類は入札書と価格内訳書でよろしいですよね。

はい。事後審査型っていうやつなんで、最初はそれだけだと思います。価格内訳書はどういうものかは御存じですか。

大まかな項目についての金額が入ってるだけだと認識しています。

大まかな項目っていうのは、具体的にどういった項目ですか。

まず全体の工事金額と、あと直接工事費とか間接工事費だったと思います。

直接工事費、間接工事費、この中に。

っていうような項目があったと思います。

これに今回のようなポンプ室土木工事であるとか、この価格内訳書にそういった工事の内容が分かるような、そういった項目は書かれてるんですか。

ちょっとその辺は直接価格の分見てないので分かりません。

先ほどから、設計書に基づいて金額を決めるので、それに関して図面と異なる質問がなかったので入札を実施したというふうにお答えになったかと思います。

はい。

設計書に基づいて入札したのかどうか、この工事の中に、工事範囲として電気設備工事に関わるもののが入ってたかどうかというのは、価格、入札の価格

内訳書を見ることによって何か判断はつくものなんでしょうか。入札する側の業者がどのような工事を対象としてたかどうかというのは。

それは分からぬと思います。

もう一つは、先ほどちょっと答えがよく分からなかつたんですけども、随意契約をするときに、被告代理人の方から金額が随意契約の大きな判断基準になつたのかどうかという御質問があつたかと思いますが、その点についてはどのようなお考えなんでしょうか。

その点については、はつきりした法的根拠とか判断の基準とかは分かりませんけれども、入札、設計金額に対して2.6から3.3パーセントの範囲だということで、また先ほど申しました、大阪府のガイドラインとか地方公営企業法の施行令とかを確認したときに、いけるんじゃないかなということで。そこまでの判断。

最後は、すみません、確認したということですかね。金額について、主に考えられたという、そういう御記憶ですか。

金額についてじや。

金額の大きさ、割合ですね。

じやなくて、やっぱり競争性、入札の競争性と公平性っていうことについてみんなと検討したということで。

そういうことが大阪府のガイドラインに書いてあつたという御記憶なんですか。随意契約をするときの基準というのは。

はい。大阪府のガイドラインの事例としては、要するに、施設部門の部分について、他の業者が入るとトラブルが起つたときの責任の所在が分からなくなつたり、著しく工事に影響与えるっていうような文言だったと思います。

被告代理人（寺内）

乙第3号証を示す

まず、乙第3号証の予定価格というのが出でますね。最低制限価格。

はい。

この額の積算の中には、今回漏れた金額ですね。附帯工事、これ入ってませんね。

入ってません、はい。

入ってないで、この予定価格で実施されたと、こういうことになりますね。

はい。

2点目の質問。先ほど設計書と設計図面のことはいろいろ聞かれてるんですが、これ一般論として、設計書と今回のように見積書が抜けがなくてやったとしますよね。ところが、工事の途中で設計変更ありますね。

はい。

その設計変更にして増額になったり減額したりしますでしょ。

はい。

それはどうされるんですか、普通は。どうされるんですかというの、そういう入札をして、要するに図面とそれから設計書、これが全部一致してゐるんですね。ところが、途中で施主の方が、いや、この工事はさらにここ工事をやってくれだとか、この工事を中止してくれとかいうことがありうるでしょ。

はい。

その場合に、当然変更契約いう形で交わしますでしょ。

はい。

そうすると、今回の場合に、先ほど図面を根拠にしていろいろ積算すべきだという質問が原告代理人の方からありましたけれども、この分についての変更というのは、設計図面を基にしても、当然その分だけ追加したり減ったり、そういうことはありうるんじゃないんですか。

はい。もちろん工事の途中で設計書には入ってない想定外、図面にも書かれてない想定外の支障物が出てきたり、そんな場合は増額の変更

契約を打ち直すというか。

いうことがあるんですね、まず。一般論としてね。

はい。

今回の場合、それと同列に考えられるかどうかは別にしましてね。もう一つ、今回の場合に、その漏れた部分は図面にはあるんだけれども、設計書には抜けとったというふうな場合、普通であれば原告さんが主張するように、この工事については別途契約だと。こういうふうに普通は書くんですよね。

はい。

電気工事がもしそこに設計書に抜けてなくて書いてて、それで、これは除くんだという場合には別途工事か何か書くの一般的ですよね。

はい。

そうしますと、今回の場合に、別途工事、書きようがないんですよね、漏れてたから。ですよね。言ってる意味分かりますか。

裁判長

別途契約って書いてれば問題にならないんで、ここは。

被告代理人（寺内）

それで、抜けてたということは、逆にいえば、これは別途契約になるというふうな解釈ができないんでしょうかと。要するに、札を入れる人がそこの部分が抜けてるわけだから、そこというのは設計書の中の附帯工事の部分が抜けてるわけですよね。すると、図面と比較したら、これ抜けてんなというた場合に、これは別途契約になるという、そういうことを認識したんじゃないでしょうか、可能性があったんじゃないでしょうかという質問ですわ。いかがでしょうか。可能性の問題なんでね。

抜けている部分についての別途契約ということですか。

いやいや、抜けている部分については、これ別途契約になるんじゃないかと。それを、そういうことを漏らしてるんじゃないかというふうに考えた可能性

があるんじゃないんですかという質問ですわ。要するに、図面があつて見積書がないわけだから、これ書き忘れやなという考え方と、いや、これは別途契約になるんだなというふうに考える可能性があったんじゃないですかという質問。

両方の可能性あると思いますけれど。

ということですね。

はい。

原告ら代理人（井上）

乙第3号証を示す

先ほど追加で乙第3号証のことについて、この予定価格が今回の電気工事などの抜けてる部分は初めから外してたんだというふうなことでうなづかれたようなこと、承認されたんですかね。

被告代理人（寺内）

いや、外したんぢやいますよ。外したんぢや、入ってませんなという。

原告ら代理人（井上）

入ってませんなというのは、入ってないものとしてこれは予定価格出てるんですか。

そうです。当初抜けてたやつを持ってきてもらった設計書に基づいてこれこしらえてるんで。もちろんもう公告終わった後に報告があったということで、もちろんここには附帯工事については抜けた額っていうこと。

ちょっとよく、もっと正確に。聞いてくださいよ。実施要領の段階で、もうこれこういうふうな入札をやります。それで、こういう日にやりますよという段階で、初めから抜いているという、そういう予定価格としてやっておるんでしょうか。

被告代理人（寺内）

異議あり。抜いてるんじゃない、抜けてるですわ。

抜けたまま入札の公告を我々も知らずにしてしまったということです。

原告ら代理人（井上）

それはこの乙第3号証だけで分かりますかって聞いてるんです。

そのときには分からぬと思います。

誰が分かるんですか。

誰も分かってないと思います。

誰も分かってないんだったら、あなたがたが抜けてることも分からぬじやないですか。

はい？

ちょっと僕言うてる意味が分からぬんです。

裁判長

先ほど聞かれた質問と先生が聞かれてる質問は少し違う質問だと思うんですよ。先ほどの被告代理人が聞かれたのは、この中には、この金額が含まれてますかとかいう質問だったと思うんですよ。それと先生の質問は、何か抜いてるとか抜いてないとか、主観的なところも入れて聞かれてるでしょ。

原告ら代理人（井上）

いえ。これは、入札は設計会社がミスしてましたとかいうふうなことを言う前に作ってあったんとちやうんですか。

そうです。

そうでしょ。だから、一般の入札をこれからしようとするかたは、図面などを見てこれから自分で入札をする前提の参考資料としてこれを公開されてるわけでしょ。

前提の参考資料というのがよく分からぬ。

いやいや、予定価格これだけだから、これ以上の高い値段入れてもあなたはもう落とせませんよというふうなこと言うてるのに近いじゃないですか。

予定価格っていうもんは、そういう価格です。

だから、それで、そういうふうに言ってるわけ。だから、それより下にしてくださいねと言ってんのと一緒にでしょ。

それが予定価格です、はい。

だから、このときに僕が言うたように、さっき言った電気工事が抜けてるとかそうかいうなんは、この乙第3号証自体からは分かりませんねって聞いてるわけ。

分かりません。

石川裁判官

三住建設と請負契約を締結日なんですけれども、平成25年10月15日でして、工期がその翌日、10月16日からになってるんですけども、変更契約、今回の附帯工事の漏れていた部分についての変更をしたのが平成26年4月1日に変更通知というものを三住建設に送っていて、約半年間あるんですけども、その間、三住建設にはいつの時点で附帯工事が抜けてしまっているっていうのをお伝えしたんですか。

それは通知した日は私は存じておりませんけれど、関西コンサルタントが抜けの部分を積算して担当課の方に持っていくと思うんですけど、その入札が終わってその後の早い時期に言ってるとは思います。

その契約を締結する前にお伝えしてるってことですか。

違います。契約してからだと思います。もちろん。

契約というのは、請負契約、原契約っていう意味ですかね。

はい。

平成25年10月15日に現契約を締結した後、すぐぐらいにお伝えしてるってことですか。

はい。その後、速やかに報告してると私は思ってます。

被告代理人（寺内）

はっきりしてんの。そこ重要だからはっきりしてるかどうかだけ。間違って証言されたら困るから。

はっきりはしておりません。私はちょっとその辺については確認取つておりますので。

石川裁判官

少なくとも、それ以前は入札のときに設計図書として有料で買うことができ
る設計図面に基づいて三住建設は工事を開始していたってことですかね。

契約結んですぐに工事かかるっていうことはないんです。やっぱり申請書類、府とか市に一杯出さなあきませんので、その期間は、本工事までの準備期間というのがあるはずなんです。

以上